

第21回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年7月9日（水） 9:00～11:00

場 所：北海道労働委員会 会議室

出席者：

（委 員）井上会長、佐藤委員、林委員、山本委員

（事務局）出光 地域主権局次長、渡辺 地域主権局参事、志田 地域主権局参事

○ 井上会長：

では、早速本日の議事に入らせていただきたいと思います。恒例によりましてこれまでの経緯というのを簡単に整理させていただきたいと思います。お手元に配布されております資料の1でございます。本委員会では、今月になりますけど第3回答申に向けて継続検討というふうになっておりました74件の道民提案をベースに産業雇用、そして地域再生と大きく分けまして2つのテーマを中心に議論をこれまで重ねてまいったところでありませう。前回まで8回議論をしてきたところでもありますけども、今月の中旬から下旬にかけてになりますけれども、第3回答申に向けてさらに検討をしているということにしております。検討の課題というふうになっておりますのは、資料の1でいいますと太字になっているものであります。この太字になっているものの中で前回、第20回に検討しましたものはこれは星印になっている答申案の検討というもので2本やりました。それに合わせてその前段階であります二重丸のところでもありますけども整理案の検討ということで4件やらせていただきました。それで本日は21回ということでありまして、星が2つ増えまして星が4つ、前回星をつけておりました中でさらに検討事項がありましたので、それを含めて4本ということになります。でさらに二重丸がまだ2本残っておりますこれは今日提示させていただくのは整理案の検討ということであります。したがって、ここから来ますとあと1回、22回をやって第3回答申案をまとめるということになりますのでよろしくご協力いただきたいと思います。前回、資料1の道民提案のところを左から3列目にありますけどもその部分、そして項目別資料の中にありました答申案の題目が違っているということのご指摘がありました。その点に関しましては事務局に確認いたしましたところ、道民提案というのはもう第1回目から道民の皆さん方から提案いただいたそのタイトルをそのまま使っているということで、本日資料の1にお示しておりますのはもともとの道民提案のかたちになっております。ただ先生方からご指摘いただきましたように、答申案として国に提案するときには少しこのままのかたちでは意味が通じにくいのではないかとということで、資料1の一番右側の第3回答申案というところで少し表現を変えております。今言っておりますのは、下から2段目と3段目になりますけど、130と227ということでこのところ特に227にありましたところ、ちょっと表現がというご指摘がありましたので、一番右側の答申案では名前を変えるというかたちにしておりますのでその部分の差異があることだけのご理解いただきたいと思います。それで本日の審議項目を確認しておきますけども、先ほども申し上げましたように答申案として4本、そして整理案として2本というかたちでご審議いただきたいと思いますというふうに思います。後ほど次回の委員会のスケジュールについて確認させていただきたいと思います。時間の関係がありますので早速議事

(1) 答申案・整理案の審議についてということで審議に入っていきたいと思っております。まず事務局のほうから資料2に基づいてということになりますけど、ご説明を順次いただきたいと思いますというふうに思います。前回いろんな議論でご指摘があった部分を特に何をどういうふう

に修正したのかということでもメリハリをつけてご説明いただければなお幸いかと思います。よろしく願いいたします。

○ **渡辺地域主権局参事：**

おはようございます。では維持管理費に係る国直轄事業負担金制度廃止ということで1ページ目の説明させていただきます。これにつきましてはただいま会長のほうからのご説明ありましたように資料のテーマ、題が国直轄事業負担金制度廃止だったり、維持管理費にかかる国直轄事業負担金制度廃止だったりということで混在していましたので、維持管理費にかかる国直轄事業負担金制度の廃止ということで資料の大部分を統一させていただきました。それとこの部分につきましては前々回林委員のほうから指摘ございましたとおり、国と道の役割分担の明確化を図るべきという部分を課題のところと目指すがたのところに矢印の横に国と地方の役割分担を明確にすべきということで、入れたところがございます。

2 ページ目については上の表題の部分为先ほども言いましたけども、維持管理費に係る国直轄事業負担金制度廃止ということです。

以上、前回との違いについて説明させていただきました。

以上でございます。

○ **井上会長：**

ありがとうございました。この件につきましては資料の1をご覧くださいませても随分時間をかけて審議をしてきたところでありまして、また前回答申案というかたちで出しましたときに何点かご指摘のあった部分は、今事務局から説明がありましたように表題・題目の変更・修正ということと、国と道との役割分担の明確かという2点のご指摘を受けましたので、それを受けて事務局のほうで修正したということでございます。これらの点につきましては、ご意見あるいはご質問があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。題目のところは佐藤先生から多分ご指摘受けていたと思いますが、林先生もよろしいでしょうか。では、全体としてこのようによければここでこの部門につきましては、このまま答申案に盛り込むというかたちで今のところはいきたいというふうに思います。最終的には全体のバランスということで、答申案ということで全部まとめたかたちで次回提案させていただきたいというふうに思います。では、その次の項目につきましては事務局からまた説明をいただきたいと思います。

○ **渡辺地域主権局参事：**

道道管理権限の町村への委譲ということで7ページ目をご覧ください。これにつきましては、現行の道路法では市、道と協議をして、了解を取ることにより道道の管理権限を得ることができるけれども、町村については規定がないのでできないということで、今奈井江町や浦臼町においては委託というかたちで道道の管理をしていただいているということでございます。前回の中で現在委託でやっていてその課題というか、運転の課題になっているということで林先生の方から前々回ご指摘されて、前回説明させていただいたんですけども改めて言いますと、基本的に町にとっては歓迎されている。ただ、道側から見ると、連絡調整時間が要する。委託というかたちでやっておりますので、道のほうにも責任が残っているということで、町が何をやるにしても道と協議しなければならないという部分もあって、なかなかそういうところで課題があるのは道側から見るとそういうふうに見えるということでございました。それで今回7月7日に奈井江の町長さんに直接お会いして現状法についてまた意見交換させていただいた結果をちょっと報告させていただきますと、

今現在委託で行っているけどもかかった経費分だけが道から措置されている。そのため経費節減ということについてはインセンティブが町側には働かないということをおっしゃっていました。それと現在の委託は、道道の管理にかかった部分をメーターで実績把握するというので、町道と一筆書きで一体となって除雪をしようとしています。道の分はどこまでということを決まっているので、一回やめなきゃならないということで一筆書きでは除雪は出来ないようになっている。このような委託のかたちだと奈井江町として本来求めていたとおりににはできないということをおっしゃっています。例えば委託ではなく、権限そのものを移譲して欲しいということをございました。それと町長さんがおっしゃるには、町に委託されても対応が自由になっていると感じている、例えば2月に大雪があったときに火力発電ところから連絡を受けて石炭の輸送ルートを優先的に除雪したとそういうことで大事に至らずに済んだということがあって、街のエリアを越えた広域的なライフラインの確保に立派に貢献できたと自負しているということをございました。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。資料 No. 2 の 2 に基づきまして道道管理権限の町村への移譲ということで、事務局から説明をもらいました。この前に議論していただきました維持管理費にかかわる国直轄事業負担金制度の廃止とともに、従前から何回か時間をかけて審議をしてまいったところでありまして、ただいまの事務局の説明はかねて委員の先生方のほうからご質問というかたちで出ていったものを調べた結果を報告してもらいました。現行の委託契約というところから、やはり道道の管理権限の町村への移譲というかたちで管理権限の移譲ということが求められているので、それに答えようとするすがたであるということでありました。事務局の説明等に関しまして、ご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。ではこのように扱わせていただきたいと思います。

続きまして同じく資料の 2 でございますけども、資料 No. 2 の 3 につきましてタイトルが、「道州制における基礎自治体のあり方」ということでありまして、ここの部分は 2 本あります。指定都市等などの指定権限の移譲、ならびに広域中核市制度の創設ということでもあります。これらの部分につきまして、事務局のほうからまたこれにつきまして前回、前々回議論を重ねたところでもありますので、とりわけこれまでの審議の中で問題になった箇所についてそれを答えるかたちでご説明いただければありがたいかと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 渡辺地域主権局参事：

それでは、11 ページでございます。「道州制における基礎自治体のあり方」ということでまとめますけども、提案としましては指定都市等の指定権限の移譲と、広域中核市制度の創設、2 つの提案になっています。それで 12 ページをご覧いただきたいのですが、前回総務省の今出している定住自立圏構想との関係ということで 12 ページの資料をお出ししたのですが、分かりにくいというご指摘もございまして中身を替えさせていただきました。まず真ん中の円に定住自立権というのが 2 つあるのですが、この部分について下に黒塗りの指定都市等の指定権限の移譲。矢印が、前は大きな○全体にあたるようになっていたのですが、今回中心市を指すようにしました。指定都市等の指定権限の移譲というのは、中心市に対して権限が移譲されるということをございます。今度は右隣の広域中核市制度の創設というのは大きな○全体に権限が移る。これは合併した市町村に対して政令市並みの権限が移るということですので全体に○を記しております。下の四

角の中なのですけれども、前回日本語として文書の意味がわからないということもございまして整理しました。それで定住自立圏構想は住民サービスに着目した新しい地域のあり方であり、その実現には中心市となる市の強化が不可欠ということで、上の指定都市等の指定権限の移譲の部分について説明して、また広域中核市はそうした定住自立圏を構成する市町村が合併した場合には、さらに強力な権限を要するという仕組みであるということで広域中核市の部分を説明、こういう権限を各種都市の指定権限を持つことにより、将来の道州制の実現に大きく寄与するものと考えられているということに致しました。

次に 13 ページですけれども、指定都市等の指定権限の移譲ということでございます。今まで資料の中で指定都市としてみたり、政令市という言葉を使ったり、混在していましたので今回指定都市あるいは政令指定都市ということで表現を統一しました。中身的には、その部分のほうで統一したかということでございます。

次 21 ページ、広域中核市制度の創設ということでございます。その中の現状とありますけれども、その 2 つ目の〇なのですけれどもこの部分につきましては前回お示した資料では、行政機能が札幌に集中していることが札幌一極集中の原因の一つという表現をしていましたけれども、委員の先生からのご指摘もございまして、次のように修復したということでございます。道の権限が人材や情報とともに札幌に集中。これを各地に分散させ、地域の自立的発展に向けた力を生み出したい。こういうふうに変えたところでございます。それと目指すがたのイメージ図ですけれども、ここの部分について道の出先機関が市の機関になるということもイメージの図の中に入れたということでございます。

次 23 ページになりますけれども、23 ページは圏域的視野という下のほうですけれども、ここのところに左の上にバラバラでは力を発揮できないとなっていますけれども、ここの部分が前回中心都市だけが持ちこたえられるかどうかという書き出しの中そういうことになって、ちょっとそこの部分がいかがかと指摘がございましてバラバラでは力を発揮できない、これが広域中核市になることによって圏域としての力で人口減少を乗り越えて発展していくというイメージにしました。

次 27 ページをご覧ください。前回の委員会で人材の面ですとか、財政的な不安などに対して Q&A の部分を拡充して、それに対する説明を充実すべきであるということで、前回お示した Q&A は 3 つだったですけれども、今回 11 項目に涉って Q&A をつくったところでございます。

それでまず Q1 でございますけれども、広域中核市制度はどのような経緯で構想されたのでしょうかと、こういう問いを立ててみました。答えですけれども平成 16 年に富良野市から道に広域都市構想、今は広域中核市になっていますが、これに似た案が提案されまして、その後もいくつかの地域で支庁あるいは圏域単位の大規模な合併が模索されてきた。それ以前からも今後の基礎自治体の体制づくりには二次医療圏というものを重視するべきであるという意見ですとか、現在の市町村を区として活用しながら圏域ですとか支庁単位の大規模な合併を検討するべきであるという様な意見が道内には以前からあった。こうした意見を具体化する制度として今回の広域中核市制度というものをとりまとめたところでございます。

次 Q2 ですけれども、広域中核市になることによって住民生活の面では何が変わるのでしようという問いを立てました。答えは、人口減少と高齢化が長期的に進んでいく中で、現在の市町村の体制では保健・医療・福祉などの必要な行政サービスを提供する上でどうしても力不足になってしまう。そのため広域中核市制度は、こうした状況を乗り越えて地域の安全・安心を確保するために、強い連携をもった基礎自治体を生み出そうという仕組みでございます。圏域全体が一つの市になるということで広域的な産業政策や展開をしやすくなるということ、さらに保険ですとか、医療・福祉あるいは広域的な産業振興といった

ものは広域中核市が一元的に担うことにより、住民の意思が直接反映されるとともに意思決定が迅速であるということです。それで決定する権限を決める権限を持っているところには情報が集まる、情報が集まれば人材も育ってそこから人や企業を呼び込む吸引力といったものも生まれてくるということで、ただ一方で大規模な市町村合併を伴いますので、市役所が今よりは住民から遠い存在となってしまいますので、区の制度の活用によるきめ細やかな行政ですとか、住民自治の活性化に努めていくといったことが広域中核市になるために必要になってくるということです。

Q3は前回もあったものでして、中身的には人口10万人に満たない圏域でも政令指定市と同じ権限を持つことは可能なのでしょうかとこういう問いでございまして、答えは、政令指定都市と同等ということで、法定移譲される権限の多くは現在支庁で処理されている業務である。その分のような財源というのは道に入ってきています。それで広域中核市になると広機能の大半は財源とセットで広域中核市に移って、その際には職員についても希望すれば移籍または派遣といった対応を行う。こうしたことからこれまでどおりの業務執行は充分可能だと考えられるということでございます。

問4でございます。これも前回ございました交付税措置をするといっても交付税総額が抑制されているので、必要な財源を確保されるのだろうか、こういう問いに対して、法定移譲される権限にかかる交税の部分については、現段階では道に交付されている。法定移譲されると広域中核市に移るということなので、交付先が道から広域中核市に変わるだけで、国の新たな負担増ということではないので、財源の確保には支障がないというふうに考えています。

問5ですが、これは人材の部分なのですけども、政令指定都市と同じ権限が処理できるだけの人材がどのように確保・育成するのでしょうか。こういう問いをまとめてみました。答えは、広域中核市になり保険証などの道の機関が広域中核市に移る場合、当面の対応として専門的な能力を持った人材が道から移籍または派遣することが考えられますということで、前回もお話ししましたがけども、現実に旭川市が中核市になったときに旭川市で保健所を持ったときに道の保健所から人材を含めて、旭川市に移譲されたという例がございます。長期的には広域中核市において職員を採用して、広域中核市で育てるということが基本ですけども、そうした場合であっても道ですとか、市町村との交流人事といったことで専門家を育てていくという方策も考えられますという答えでございます。

問6ですけれども、広域中核市と中央省庁との関係はどうなるのでしょうかという問いです。広域中核市になりますと、政令指定都市と同様に地方債の起債ですとか、福祉分野の一部については、国と直接あるいは国から直接補助金をもらうといったことになります。このように広域中核市になりますと、道経由することなく中央省庁と直接折衝する機会というものが増えてくる。これは逆に考えますと、それによって中央省庁のもつ国家的・国際的なノウハウといったものを吸収して、自治体経営に逆に活かしていくいい機会になるといったようなことが期待されるということでございます。

問7ですけれども、広域中核市は道州制や市町村合併・市町村への権限移譲を支庁制度改革、さらには自治の将来像とどう関係するのでしょうかという問いを立てました。道におきましては平成18年に作成した北海道市町村合併推進構想の中で道州制を見据えた将来の基礎自治体のイメージ、区域のイメージとして二次医療圏というものを打ち出しておりまして、広域中核市制度はこうした将来像のモデルとなる自治体の形成を後押しするという中で考え出したものです。また広域中核市になることで、政令指定都市並みの大幅な権限移譲が行なわれ、それに伴って支庁機能の大半が広域中核市に移るということになりますので、広域中核市制度というのは道州制あるいは市町村合併、市町村への権限移譲、支庁制度改革の全てを総合した提案になるということでございます。

問 8 ですけれども、広域中核市と現在進められている合併との関連はどうなるのでしょうかということ。広域中核市制度は道州制を見据えて基礎自治体のモデルとなるものでございまして、現行の合併特例法の期限というのは 22 年の 3 月末ですけれども、現行の合併特例法の期限での合併を必ずしも対象としているのではございませんが、将来的には広域中核市につながることを見据えた上で、現行の合併特例法に基づく合併を進めることも有益であるということです。

問 9 ですけれども、全ての基礎自治体を広域中核市にするというという構想なのでしょうかということ。広域中核市制度は、区の制度設計は市が行なうという発想にもありますとおり、基礎自治体の自治のかたちは基礎自治体自身が決めるべきであるという考え方に立っています。そうした意味で広域中核市になるかどうかは圏域内の市町村の発意によるべきものでございまして、提案検討委員会としても市町村の選択肢が増えるのは望ましい、こういった観点で提案を答申するとしたものですといった回答を文にしました。

問 10 です。これは前回もございました。人口規模が小さな自治体の自治は、今後は困難になるのでしょうかということで、広域中核市制度というのは人口に着目ということではなくて、二次医療圏単位に合併して誕生した市に対して、道の権限を大幅に法定委譲するという。それとセットで大幅な財源を交付税措置するという目的がありまして、このことは人口規模が小さくても圏域をカバーしていれば、自治体として高い専門性を持った行政サービスが行えるように財政基盤を保障するということを意味しています。

最後、問 11 ですけれども、広域連合の活用は考えられないのでしょうかということですが、広域中核市制度は、二次医療圏単位の大きな合併を前提としていますけれども、一気に合併に踏み込む状況にはまだ達していないような地域にあっては、二次医療圏単位の広域連合によって事務の共同化ですとか、道からの権限移譲を順次進め、合併の条件整備を図っていく方法もあると考えられますという答えをご用意いたしましたところがございます。後は Q&A ということで用意しましたけれども、あと 30 ページと 38 ページにつきましては、前回も示した資料でございます。政令指定都市等の要件緩和と広域中核市制度の創設につきましては前回もお話しましたが、今各支庁を通じて市町村に情報提供ということで説明を行っているところでございます。現在は市町村の反応として報告が上がって来ている部分としては、合併特例法の期限があと 2 年と迫っている中で、こういった提案をすることは合併を目指すものにとってはちょっとタイミングが悪いじゃないかという意見とか、合併反対派の人々に合併反対の材料として使われる可能性もあるのではないかといった意見があったという報告が今のところ支庁から寄せられております。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございます。ただ今事務局から資料の 2 の 3、資料の 2 に基づきまして、資料ナンバー 2 の 3、道州制における基礎自治体のあり方。このもとに 2 本ありまして、2 の 3 の 1 が政令指定都市等の指定権限の移譲というものと、2 の 3 の 2 にあります広域中核市制度の創設ということで、これまで出てきました議論を踏まえて、あえて修正が必要になる部分の修正した箇所、あるいは曖昧な表現であった部分を修正したということ、さらに後段のところではこれまで出てきたいろんな意見を踏まえて、そして今後の議論をということを念頭におきまして、Q&A というところを従前の 3 本から 11 本に増やして説明をかなり詳細にしたということで説明がありました。これらの点 2 本ありますけれども、ご意見・あるいはご質問があれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、林委員どうぞ。

○ 林委員：

細かくチェックをしていない部分もあるのですが、今、支庁が支庁制度の改革のときですよ。そういう意味で表現としてこういうふうに全部を支庁として表現しておいて問題は無いのかなというのをちょっと思いました。一般の人たちが今、地域振興局というところが変わっていくという感覚に変わってきていると思うのですよね。その時で、全部支庁という表現で大丈夫なのかなと、もう少し細かく見たほうがいいのかということも思いました。それと新しい制度の提案なので、すごく良い点が一杯出てきますよね。それで、今段階で心配されるマイナス面というのは余り無いものなのではないでしょうか。ひよっとするとあるのかどうか分からないのですけれども、このQ&Aでも、読んでいくと「すごく良いものだ。」と、伝わるように書いてありますよね。そのあたりはちょっと大丈夫なのかなという疑問としてどうなのでしょう。

○ 出光地域主権局次長：

はい、ありがとうございます。まず、1点目の支庁という表現なのですけれども、今、支庁制度の条例も通りましたが、今度総合振興局という名称に変わりますけれども、法律上は地方自治法上はあくまでも支庁なんです。法律上支庁というものの名前を今度は総合振興局というふうにする。他県にも支庁はありまして、振興局だとか、振興事務所だとかそういう名前をとっていたということで、私どもの道も今回の支庁制度改革の中で新しい支庁においてはという言い方を引き続き使っていたのですが、そういう意味では、法的には支庁ということで問題はないと思っています。それから広域中核市になることによって逆に得るといえるのでしょうか、その件ですけれども、1つには圏域単位の相当大規模な10とか20ぐらいの市町村大合併ということになりますから、そもそもそこにいくまでにそう簡単なものではない。相当時間を掛けて地元の気運が高まっていかねば、そこまでたどり着けるものではない。そもそもそのハードルがハードだと思います。それからあとはQの2の方の、一番最後のパラグラフを整理しました。非常に面積的に大きな規模の市というのが誕生しますので、逆に今まであった役場から見ると距離的にもだいぶ遠くなるということになりますから、そこは逆に意図的に区の制度を活用するとかして、市役所というものが遠い存在にならないように相当気をつけながら地元によって制度設計をしないといけないという課題があるというふうに思っております。

○ 井上会長：

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。佐藤先生。

○ 佐藤委員：

今回変えていただきましたので概ねよろしいのではないかと思います。ただQ&Aですが前回指摘しておくんだなと。前回出ているもので質問するというか指摘するのはちょっと心苦しいのですけれども、Q&A28 ページQ4、Q10です。今改めて読んでみますと、質問と答えが、若干チグハグでズレている感じがしました。どちらも事務局がつくったので大丈夫かなと思って見ていたのですが、よく見てみるとQ4は、必要な財源は確保されるのでしょうか。というのが主要な質問で、それに対して国の方の負担にはならないから大丈夫。国の都合で考えれば大丈夫ですよという、Q4のおそらく市町村などからの質問だと考えますと、どんどん交付税が抑制されているわけですが、そういうことに上手く答えていないように見えるため、なんかどうしたのかなと今朝になって気になり始めてしまいました。事務局と会長にお任せします。10もそうですけれども、これも人口規模が小さな自治体の自治は、今後困難になるのでしょうかという質問は、人口が小さな市町村というのは、こ

れからは表現があまりよくないのですけれども、よく言われるように生きていけないのかという、そういう疑問をおそらく出してきたのだと思います。ところが答えの方は、それには直接には答えていないように見えてしまいます。広域中核市になれば大丈夫ですよというそういう書き方ですよ。おそらくこの質問だとそういう意味ではなくて、現在のままで大丈夫なのかということなので、次の11の広域連合の活用と一緒にしろとというわけではないのですけれども、ちょっと絡めて、大丈夫ですよというとなれば、ちょっと答えに工夫が必要だと思います。大丈夫ではない、駄目ですよという言い方もあると思うのですけれども。広域中核市の提案はしていけるけれども、その他、事実人口規模の小さな自治体の行政運営というのが非常に困難になるのだけれども、必ずしもそういう大規模な合併ではなくて、広域連合といったもの、Q11にあります広域連合のような仕組みを活用していけば何とかなるかもしれない、という回答もあり得ると思うのです。非常に書きづらいところもあると思うのですけれども、細かい表現の話なので事務局と会長にお任せしますけれども、ちょっと質問にちゃんと答えていない気がするのはいかならないかと思いました。指摘しておきます、すみませんでした。

○ 出光地域主権局次長：

ありがとうございます。Q4の部分は国全体での交付税抑制の基調があるわけなのですけれども、そこ自体、全体に抑制自体をどうするかというよりは、今、道に来ている分の行き先を変えるだけです。その点をご安心くださいという答え方をしてみたということで、ご指摘を踏まえて少しまた検討したいと思います。それからQ10の部分、今これから小規模な市町村で事務の範囲をもっと減らしたらいいんじゃないかという議論も出てきているところですから、減らす分は今度は都道府県や近隣市町村でやるということで、いずれにせよ小規模な町村にとっては、環境がますます厳しくなる、こういうことはあるのですけれども、それに対して広域中核市のかたちで広い単位でみんなまとまれば、人口規模に関わらずもっと仕事ができるように保障をできるようにしたという思いというのを答えに書かせていただいただけですけれども、そういう面では、いわゆる昔の二級町村制に対する1つのアンチテーゼというのでしょうか、そういう意味を出している。しかし、そう簡単に圏域単位の大合併というのは簡単なことではないですけれども、確かにご指摘のように広域連合を活用しながら小規模な町村が行政をやっている道もまたありますねというところが付け足したいというふうに思います。

○ 井上会長：

ありがとうございます。いずれにしても今ご指摘頂いたことは至極当然のご批判だと思いますので、つまり質問を大体こういうようなことが、地元にはご意見としてはあるのだろうなということ汲み取った上で、クエスチョンをつくられているわけですから、アンサーのところは、それに基本的にはストレートに答えるかたちで明確にして頂く努力が次回までお願いできればというふうに思います。またQ10と11のところはご指摘がありましたけれども、場合によっては、これを統合するというところの。

○ 佐藤委員：

そうではなく、統合はしないで10の中に若干それを加える。

○ 井上会長：

10の中に入れる。

○ 佐藤委員：

11を10の中に入れるのではなくて、11は11としてやはりきちっとあった方が良いと思いますね。その9・10の質問に直接答えるためには、それぞれの自治体、小規模な町村もそれなりにちゃんと努力をしてくださいと。合併する、しないはそれぞれの町村の自主性でやるわけですが、ただ状況が厳しいのは皆さん分かっているから、その部分をじゃあ人口規模が小さいままで自治を維持するためにはどうしたら良いかっていうのは、それぞれの市町村でやはり考えて欲しいなというところも含めた上で、例えば広域連合というのは次のクエスチョンに出てくる広域連合のようなものもありますよということを示唆するというので良いじゃないかと、そういう言い方でございます。

○ 井上会長：

はい、分かりました。明確に分りました。そういうようなことでお願いしたいと思います。あと山本委員が、手を上げておられたと思うのですが。

○ 山本委員：

意図も良いと思うのですよ、方向性としては。だけれども、将来大体どの辺のタイミングで北海道がどうなっていくのかなということが、言葉とか概念として分かるのですが、この段階では見えにくい。それで何かその当該町でチョイスできる様になると方法論も変わるのでしょうか。住民の立場で考えると、プロセスだとか選挙だとか様々なことがあるのだけれど、一体いろんなことがどうなっていくのかなと。Q&Aでかなり前回よりは印象は変わっていると思うのですが、行政のポイント、ポイントの大きな山みたいなものがあるときに、それがどういうプラスとマイナスのハレーションがあるのかなって思ってしまうのです。企業的にいうといくつかあるものが統合されたり、機能分散されたりする中で、今まで10あったポストが5つになるかもしれないとか、2、3人いた首長がそうでない数になるかもしれないとか、様々なことが想像してしまうのです。ただ個人的にはそういうハレーションこそが必要なことだと思います。議論して行って良いかたちを目指していく、そのプロセスも大事なのだと思います。だからこそ結果について責任を持つのだという意味では、それこそ皆が参加していく自治のあり方を問うていくことで、総論的にいうと素晴らしいことだと思いますし、チャレンジだと思うのです。しかし、どの程度の段階でどうなっていくのだろうかというのが、正直私まだタイムスケジュール的につかめないところがあって、それは当然ですね、様々な議論がこれから行われますから。そこが何かちょっと見えにくいけれど、非常に良いことだなど、賛成したいなという気持ちではあります。

○ 出光地域主権局次長：

広域中核市制度を考えていく中で、例えば十勝で一市構想で、オール十勝で全部一つの市になったら良いじゃないか、今も動きというのはあるわけなのですが、なかなかその場合に一つに難しいのが、現行制度上は今の十勝の人口結構いるのですが、必ずしも区をつくるということにはなっていないで、区をつくるということになっているのは政令市だけです、その他に地域自治区という制度があるのですが、そんなに強力な制度、あるいは権限を持ったという制度では無いわけでありまして。そういう中で実際に大きな1つの市になったら良いのじゃないかというような議論の中には、当然委員もおっしゃっております、そうすると首長さんの数も大幅に減るわけですし、議会議員の数も大幅に減るわけですが、別にそれは維持するためじゃないでしょうけれども、区を置いて場合によっては区長構成みたいなことをやれば、かなり今の市町村単位でやられている自

治というのは結構担保できるのではないかと、そういう議論もあるわけなのですが、いかんせん現行制度ではそういうのが認められていないわけですから、そこで思考が止まっちゃって今の制度ではそれはできないから考えても無駄だと。そうなるとなかなか一筋縄では難しいねというところで話がなかなか前へ進まないことになってしまう。そういうのを思い切って取り払ってといいたいでしょうか、自由にできるようにした上ですと見えてくる世界がまた違ってくる。実際そうやって区を置いて管理区長を維持しようとするればお金も掛かるわけですから、その分は市の財政の中からそっちの方にお金を回して、逆にどっかの分が減っていくということになりますから、それでも区長構成のような区があった方がいいのかなど。それとももっとスリムな区にしておいて、他の方に予算が回るようにした方がいいのかなどというのを自分で考えると、ということも大事なことだと思います。そうしないと議論が前に発展して行かない。実際にこういう広域中核市制度が仮に実現するとしましても、事情が伴いますからどんなに短く考えても2年はゆうに掛かるでしょうし、或いはもっと長いこと掛かるかも知れません。そういう制度が出来て、周知期間があって、実際にそこに動き出してというと、これも5年先実際本当にそういうのが広域中核市が出来るとしたら10年先という非常に長いスパンの話になると思います。今まであまりそういう長いスパンのところもあまり議論されてこないものですから、構想としてはあったにしても、現実味をもった道筋としては議論されないままにこれまで来ているというのがあります。やはりそこはもう現実味を持って考えられる様に道を開くということに意味があるのかなどと思っています。あまり答えにならないかも知れないけどスパンとして行けば5年、10年先でも制度になるかと思っています。

○ 山本委員：

質問している側もちょっと意図的に曖昧な言い方をしているので申し訳無かったです。あともう1つ、例えばQ&Aの6なんかでも感じるんですけど、これ感じ方の問題でそうでは無いかも知れません。例えばQ&Aの6のアンサーの2ブロック目のところにあるのですが、このように広域中核市には道を経由することなくとか、道からこっちに、あなた達のほうに、いかにも主語的というか権限的に移譲されるのはいいのですけれども、ただ一方で地域の立場に立ってみると、それで関係ないって言わないでねというところが、あとは知らないって言わないでね、という気持ちがやっぱりあると思うのですよね。やっぱりこういう制度改革する時に5年、10年みたいな、企業から見たら非常に長いスパンなんですけど、決めた人がその時いるのか、責任取れるのかみたいな話があるわけですが、そこは行政の継続性を信頼するとして、何かもう少しビジョンをしっかりと道として持っていて、きちんとフォローしていくというのが感じ取れるような。別に間接的に来るのではなくてちゃんとそれがそれこそ別のところで他の委員もおっしゃったように、道の役割というのがきちんと提示されていたほうが我われは安心してチョイスできるかなというふうに思いますね。

○ 佐藤委員：

委員同士で議論するのもなんですけど、ちょっと今の山本委員の話を聞いてなるほどなあと感じたところがありまして、私なんかある程度いろいろそれなりに勉強しているつもりなものですから事務局を差し置いて若干コメントしたいと思います。

世界中を見渡しますと、自治のかたちというふうになっていますけど、自治のイメージといいますか、地方自治がどういう仕組みで動いているかいろいろなバリエーションがあるわけなのです。そういう選択肢が日本の場合は非常に少なく、1つしかなくてそのイメージがずっと今まできているのです。それはその少なくとも北海道に関していうとその

イメージだけではうまくいかないところが出てきたということですので、そうするとそれに対してどういう自治のイメージを持って構想ができるかということになります。そうすると、今まさにその出光次長がおっしゃるように、それは法律上今の制度はできないというところで思考が停止しちゃうわけです。そこを打ち破るには、もっと自由な考え方ができますよというのを示していく。これが非常に大事で、その後山本委員がご心配されるように「じゃあ、どうすればいいんだ」というのは、やや突き放した言い方かも知れないですけどもそれぞれの地域で考えていかないと仕方がないじゃないですか、ということだろうと思うのですね。これはまさにそのバリエーションを増やすので、逆に広域中核市というのはこういうものだあまりはっきり言っちゃいますと、今度は逆にそのイメージに縛られてしまうということになって自由に使えない制度になるのです。そういう意味では、例えば区を置くというのは、東京都の区を除けば、今までの日本にない新鮮なイメージですね。それでもまだ私から見ると、若干今の日本の制度に引きずられているかなと思うのは、そういうのは区長と議会で構成とか書いてありますね。別に区長を置かなくて区議会だけというのもあり得るわけです。区議会とそこが選出するいわゆるシティマネージャーみたいなものが行政を統括するというのも考えられますし、いろいろなものを考えられるとしたほうがいいのではないのでしょうか。

それとあと最近役割分担というのもしわれますけども、案外イメージが今までの日本の現状に引っ張られていますね。専門的な言い方をすると融合型となるのですが、権限は国が全部持っているのだけど、仕事のある部分、例えば道路でいえば国道の部分は国でやって、道の部分は道がやって、市町村の部分は市町村でやる。道路というそのものを見るとそれぞれ規模と基準はあるのですが、道路をどこがやるという話でなくて、道路の中をさらに分けて国、都道府県、市町村というやり方で分担しています。でも国によってはそういうやり方ではなくて、例えば医療なら県、福祉なら市町村だという分け方をしているところもあるようです。医療といたら市町村はやらない、国はやらないという分け方をしているところもあるのです。そういうものから考えていきますと、例えば広域中核市の区なんていうのは、市が全体としてやっている中の一部分を分担するというやり方もあり得る訳です。けれども、例えば今言ったような広域的に必要なことについては市が全体でやるけども、区の中のこういう事柄については、例えば幼稚園については区で全権をもってやりますよというやり方もあり得るわけです。そういういろんなことが考えられるような仕組みにしようという訳ですから、私はそういう意味では、実現可能なのかと言われると難しいけれども、ただやり方を道民の皆さん方にいろいろ考えていただく、これから市町村についても今の日本のガチガチの制度の中で考えるのではなくて、自由な発想を持って考えていって、むしろ制度が邪魔している部分を取っ払ってやることによって、北海道特有の北海道なりの、あるいは北海道の中でも広いですからその地域なりのいい制度が考えられるじゃないかというふうに思っています。そういう意味ではちょっと曖昧で山本委員のおっしゃったとおりだと思われそうですけれども、その方がかえって私はいいかなというふうに思います。

○ 山本委員：

実は私もそう思うんです。それでさまざまなバリエーションがあるから、要は最初にチャレンジしたところが活性化すれば、そこに人も入っていけばそこはよくなっていく訳ですよ。そういうふうがいい意味での差別化ができるのだらうなというふうに理解はしています。だからそのためにはこの前も言ったのでくどいあまり言いませんけども、Q5も随分あっさり書いていますけども、現実的にそのチャレンジできるシステムをつくって手を上げていくときにやはりそれを保障していくさまざまな要件ってありますよね。

人材のこともそうだし、財政の財源のこともそうだし、そういうのが現実的に各論のいろいろな問題が出てくるのだけれども、それを考え抜いて乗り越えていっていい地域が出来ていくということなのだろうと思うのですけども、なるべく早くそれがモデルとして、出来て行くようになったらいいと思います。

○ 佐藤委員：

それとは全然違うのですけども、説明の中で提案が利用されるからとかありましたけど、どういうことなのでしょう。

○ 出光地域主権局次長：

今、一部の市町村からそういう声が来ているとの報告が上がっています。要は合併の話を進めている町、2つか3つぐらいで合併の動きがあるということなんですけども、こういう大きな構想が出ると、広域中核市という大きな制度ができるのであればその制度ができるまで待ってから、それに乗れば良いじゃないかとそういうふうと言われるかもしれないので、今は出さないほうが良いじゃないかというご意見がきているということでございました。

○ 佐藤委員：

それはどうなのでしょうね。これはいろいろなイメージの発展できるタイプですから。今やろうとしている合併は、今の状況の中での合併ですよ。

○ 井上会長：

この点に関しましては資料の1に記載しておりますように、これまで本日議論審議してまいりました案件と同様に、過去の委員会においてはほとんど毎回のよう議論を進めてまいったところでもあります。その中で方向性というのは特に先ほどの佐藤委員の説明の等々にありましたように、市町村の選択肢が増えるといいますか、バリエーションが増えるというようなことであるということ案ということで、議論の方向性というのはこれを第3回の答申に盛り込むというような方向で来ていたというふうに理解はしています。ただ先ほども例えば山本委員のほうからチャレンジングなということで、この言葉は前回の委員会でも使われたと思いますけれども、チャレンジングであるということは非常に大きな期待と共にそれ以上の不安を地域にもたらすというようなことも確かにあるということですし、またその前に林委員がおっしゃったことを若干趣旨を捕らえていないかもしれませんが、特に例えばQ7というところに書かれてあるように、最近では道州制だけの議論だけではなくて、市町村合併というようなこと、あるいは支庁制度の改革というようなかたちで非常に議論、世論が割れるというようなかたちで進んでいるような政治的には非常にセンシティブな問題もあるというようなこと。ですから扱いは必ずしも容易ではないと思えますけども、これまでこの委員会で審議してきたその方向性に基づいて、やはり第3回の答申に折り込むという様なかたち、そして、ただその前段階として今日ご指摘があった何点かについては改めて修正をしていただきたいと思います。そういった前提の上で第3回の答申に折り込むということでご賛同いただけますでしょうか。ただ先ほど言いましたように林委員等々から出ていた、本当に地方の人は、或いは山本委員も言われていたように地方の人たちは非常に不安な部分もあるのではないかとというようなこともありましたので、この答申が知事に上申された後には、これはもう市町村道民の皆さん方を全て含めて、パブリックコメント等々をいただくということの手続きがあります、その後道議会があります。そういう中でこの議論というのは広く道民の皆さん方の意見を汲み取るというよう

なかたちでご配慮いただきたい。そしてその結果、1つの方向性が道全体、道民全体としてまとまらないような場合には、少し時間をかけて我われもそして道民の皆さん方も道議会も集中的に審議し、それを進めていくということ。場合によっては第3回答申に折り込んだもので他のやつは国に上がっていったんだけど、これだけはどこかの段階で踏み止まってもう1度一期ぐらいずれる、2、3ヶ月ずれるというかたちで国に上がっていく場合もあり得るのではないかというふうに思います。委員の先生方にも確認しましたが、これは第3回答申に入れていうことですが今後段の方で私申し上げましたように、この取り扱いについては重々道民の皆さん方の意見が反映されるということでご尽力いただきたいということでそういうことで、林さんよろしいでしょうか。

○ 林委員：

はい、何かどっかに解説っていうのは変かもしれませんが、なぜそういうことを創設する意味があるのかというのを、先ほどの佐藤先生の説明が凄くわかりやすかったものですから、そういうのがないと、先ほどの市町村から「面倒なことを今出さなきゃいけないのだ」みたいな反応になってしまう。そういうところがちょっと理解されてなかったのかなとも思ったので、何か上手く解説みたいなのがあってもいいかなとも思いました。

○ 井上会長：

ご提案ですがどうでしょうか。Q1の前に。

○ 林委員：

そうですね。そもそも何でこんなことを創設するのかみたいな。先ほど、その他の国ではそういうことがいっぱいあるのだということも、普通の人はそのままであまり考えずに暮らしているとも思いました。

○ 佐藤委員：

わかりました。先ほど私が話したようなことを事務局にうまくまとめて、私が目を通して、それでいいのであれば。

○ 井上会長：

やっぱり議論深めていくというのは一人一人のやっぱりその趣旨をきちんと理解することが大事だと思いますので。どうぞ。

○ 出光地域主権局次長：

先ほど佐藤先生の解説の部分特に早急にテープ起こしをいたしまして、ご確認いただいた上でQの部分を加えます。

○ 井上会長：

ありがとうございます。では先ほどまとめましたようなかたちでやらせていただきたいと思います。次に今度は答申案の議論から整理案（答申案イメージ）というところに議題を移してまいりたいと思います。それでこの点につきしては、資料の2の4福祉移送サービスに係る規制の緩和ということでこの点につきましては事務局から説明をいただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

39 ページに福祉移送サービスに係る規制緩和でございます。今回は福祉有償運送に係る規制緩和というふうに法律の用語を使って表現していましたが、よりわかりやすい名称にというふうに福祉移送サービスに係る規制緩和というふうに表題を変えさせていただきました。現状におきましては道内で福祉有償運送と申しますが、やっている団体さんは 246 団体ある。その中で課題として発地、着地どちらかが市町村を単位とする運送区域内でなければならないのだということになっていまして、もともとボランティア的な助け合いの要素が強い障がい者の方々への移送サービスとか、そういった意味では制限されている。北海道では広域分散型ということで、あまり遠い距離を移動させなきゃならないということもありまして、隣の町の病院から他の町の病院までの転院といったことにもニーズがあるということです。前回お示しした整理案では 40 ページを見ていただきたいのですが、前回の整理案では運送主体、運送区域の部分について条例権限を委譲してもらって条例で決めるということにしていたんですけども、議論の中で市町村を単位とする運送区域の中で運営協議会という利害関係者が集まった協議会で福祉有償運送の可否の現状決めているわけございまして、その部分を取り扱いはっきりしないと運行区域を変えるといっても難しいんじゃないかと、こういうような指摘がございまして、今市町村を単位として運営協議会を設けていますのでエリアを広げるということであれば、広げる部分の市町村を含めて協議会というものをつくっていけば現行よりでも可能んじゃないかということございまして。それでその後事務局においてちょっといろいろと調べていたところ、現実に市長会で言われた話なんですけれども、圏域の中心の市に対して周辺の町村から一緒に運営協議会というものをつくってほしいというニーズはあるそうですけれども、必ずしもそれに対して市のほうは応えきれないというか、関係者を大勢集めて毎年利害調査やってくということは大変な業務で、できればまた面倒くさいというか、結構大変だということで現実には広げていくといった場合に支障があるということで、今回その整理案で示す考えとしては、道の条例で決めるということのも道路運送法の中の発地、着地の規制の部分で北海道における福祉有償運送に限っては適用しない、39 ページにありますけれども規制緩和後の□の中ですけれども、もともと福祉の移送サービスというのは不特定多数の乗客を運ぶタクシーとは異なりまして、障がい者の人たちを対象にした会員制ということですので、会員を運ぶということに限定された運送ですので発地、着地を規制するという意味があまりいらんじゃないかと、そういうことは必要ないんじゃないかという前提で、北海道においては道路運送法における発地、着地の制限というのは適用しないという提案にすると今整理したところですので、以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございます。福祉移送サービスに係る規制緩和ということで標題の変更および前回の会合でいろいろ議論になっておりました運営協議会の扱い等々を踏まえた上で、39 ページあるいは 40 ページに掲載されてるかたちで特区の提案をしたいということであります。以上の事務局からの説明等に関しまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。佐藤委員お願いします。

○ 佐藤委員：

前回いくつか今出されました疑問に答えていただきましたけれども、今まとめていただいていたように会員制と現実流れとして非常に実際に運営協議会でしたか、これを広域でつくるとするのは難しいなと思うことであれば、今回会員制を取り入れていただきたのでいいのではないかと思います。

○ 井上会長：

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。本日のところは整理案というかたちで提案されておりますけども、これを叩き台にしながら答申案というかたちでまとめるということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのように取り扱いさせていただきたいと思います。それで一番下になりますけれども、資料の2の5に基づきましてコミュニティハウスの制度創設ということで事務局のほうから説明をいただきたいと思います。特に前回議論になった部分、これは考え方はわかるけれども法律的に考えるということでもいくつか補強すべき論点というようなかたちで提案があったというふうに記憶しておりますけども、それらを踏まえて説明をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○ 渡辺地域主権局参事：

47 ページになります、コミュニティハウスの制度創設ということで、今会長からお話しございまして前回コミュニティハウスの意義というのは充分理解できるけども、社会福祉法の中コミュニティハウスの定義にすることに何の意義があるかということで、今できていることなので、位置づけしても今も特区の提案としてはいかがなのかということでございまして、今回ちょっといろいろ調べたところ社会福祉法に位置づけられることによるメリットというのがいくつかございまして、この目指すすがたの中にありますけども、1 つ目の○ですけども、福祉の現場の努力により開設、開発されてきて新しい福祉のかたちを社会福祉法の中で認知し、普及させるとこういう意義、これは現実的な意味というか、そういう認知、普及させるという意味であります。それと下の○ですけども、社会福祉法に位置づけられることで社会福祉法人がコミュニティハウス事業を行なった場合に公益事業として経費、税法ですとか寄付なんかにおいて優遇措置というか、そういったものがあるとか、あと都市計画法の中で市街化調整区域があっても、そういう位置づけられた施設であれば開発許可を取れば建てられるとか、そういう意義とかがあるということもメリットとして考えていました。矢印、目指すすがたの中の大きな四角がありましてその矢印でありますけども、その四角の中にこぼれ落ちないセーフティーネットっていうことで五十嵐委員からそういう表現も入れるべきということでここに入れさせていただきました。48 ページですけども、これについては基本的に前回と同じかたちにしてございます。以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。コミュニティハウスということで、前回もこれは整理案というかたちで出しましたけども、やはり考え方はわかるけれどもやっぱり組み立て方、具体的な必要性ということが必ずしも明確ではないという等々のご意見がありました。それを踏まえてというかたちで今日改めて提示させていただいているものであります。ご意見、ご質問があればお出しいただきたい。佐藤先生、どうぞ。

○ 佐藤委員：

前回、社会福祉法の規定だけ読むとつくれるんじゃないかといいました。今でもそう思っています。実態がどうか私もよくわからないですけれども、ただ確かにあったほうが作りやすいというのがその通りだと思いますので、あとは説明がうまく、その説明というのは国に対して説明ができればいいのではないかと思ったのですけども、今のお話を聞いてほしいはわかりました。ただ最後ここには書いていないですけども、今の発言にその

市街化調整区域なんかという言い方は言わない方がいいと思います。それだけでなく福祉施設というのはいわば、隔離したところでやろうとかいう発想があって、それ自体が問題で、むしろおそらくコミュニティハウスをつくろうということを考えておられる人たちというのは、そういうことに反対しているんじゃないかなと勝手に推測したりするのですけれども、姥捨て山のように人の住んでいないようなところにやるのではなくて、街の中でいろいろなタイプの障がい者の皆さん方なり、高齢者の皆さん方が、それぞれ使える機能なり、能力を使って、お互い助け合いながら、健常者からのサービスを受けるという発想だけでなく、それぞれの機能が必ずしも全部駄目というわけではないですから、使えるところを使いあいながら助けあって生きていきましょう。助けあってという言い方は変ですけども、それなりにまさに最近はやりの言葉でいえば協働してやっていきましょう。そういうものだと思います。何かそういう意味で最後に言った市街化調整区域というのは、言わないでいただきたいと思います。以上です。

○ 井上会長：

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。林委員どうぞ。

○ 林委員：

これをより強固な提案にするためには、先ほどのようなQ&Aのようなものを入れていくとわかりやすくなるのか。今この一枚に全部が入っているようですが、そういうものがあると支持を得られるのではないかなと思いました。

○ 山本委員：

47 ページのこの前の五十嵐副会長の言葉なんかもここにあるのですけれども、私はどちらかというともう少しプラスイメージの言葉の方がいいかなと。こぼれ落ちないセーフティーネットというとなんかもうちょっとなんかこれって言われたほうがやっぱり嫌だなというようなことが正直いうとあって、佐藤先生がおっしゃったようにむしろ街づくりの真ん中にこういうものがあって、先ほどの広域中核都市の話の流れでも汲み取れるんですけど、全く新しい今まで違う発想でこれがあって、だから意図的にビルトインして行く方が戦略的、政策的だなと思うんです。そういうふうに私はこれを理解したいと思っているので、何もこの1 ページ目の最も大事なところであんなにマイナスな表現をすることはなくて、それを林委員がおっしゃっているようにQ&Aあたりですくい取ればいいことで、これは目指すがただから本当に前向きなこういうビジョンでいきたいということが前面に出るほうが、むしろ五十嵐委員なんかも望むところじゃないかと思ったりいたしますけども、いかがでしょうか。

○ 井上会長：

事務局、そういうことでよろしいでしょうか。少なくとも47 ページのところの特に一番下のネガティブな表現の部分、これを再検討いただきたいということです。あとQ&Aというのは具体的にどれくらいイメージとしていくつかありますか。

○ 出光地域主権局次長：

そうですね、これから考えます。

○ 井上会長：

そうですね。次回が最後の審議になりますので、できましたら早急に粗々のところでも作っていただいて、そんなにボリュームもないと思いますので各委員の先生方に配って、こういうかたちで考えているということを提示していただいて、ご意見等をいただいたほうが、会議以外のところでそういうことをやるのはいかがかということもあるんですけども、次回が最後になりますのでそれ以降また繰り越すということができにくくなりますので、ちょっと臨機応変に対応策を考えていただきたい。そういうことでここはよろしいでしょうか。ご意見等があれば折返しいただくということをお願いしたいと思います。

では、本日このところの答申案、整理案の審議についてというのは資料の2のフロントページといいますか、カバーページに記載されているような順序でご審議いただきました。基本的には部分的な修正等々が必要だというご意見とご提案等をいただきましたけども、ここにある整理案を次回は答申案というかたちで挙げていただくということで次回最後になると思いますけども、ご議論いただく準備を事務局の方でしていただきたいと思います。

次に議題の(2)、次回(第22回)の委員会についてということで、事務局の方で説明をいただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

次回最後になりますけれども、第3回に向けては最後ということになりますけれども、調整させていただいた結果、5名の委員の方々のご出席が可能ということで7月17日木曜日の午前中、午前10時から開催させていただくことにしました。時間的にそんなに、次回はかからないと考えていますので10時からということでよろしいでしょうか。

(※ 各委員から次回スケジュールについて意見)

○ 渡辺地域主権局参事：

9時でもう一回調整します。

○ 井上会長：

そうですね、そうしてください。一人でも多いほうがいいし。そういうことで事務局、よろしく願いいたします。では、最後の議題はその他ということになりますが。その他事務局から何かありますか。

○ 渡辺地域主権局参事：

最後参考資料2ということで、本当はもっと早く資料提供をすればよかったんですけども、地方分権改革推進要綱の一次勧告というのが今回6月20日本部決定ということで出ていますので、資料としてお配りさせていただきます。それでこの勧告の中に、今私どもこの提案検討委員会で検討している市町村への道道の管理の部分とか、すでに提案していますけれども農地転用にかかる国の許可権限ですとか、保安林の指定改善にかかる協議の廃止とかそういったことが載っていますので、参考としてお配りさせていただきますので、後で目を通していただければと考えてます。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。配布されている参考資料の2、これは何人かの先生はすでに

中身を読んでおられたり、あるいは新聞報道でご存じのことだろうというふうに思います、会長は2、3日前来ていたんですね。

○ 出光地域主権局次長：

はい。丹羽委員長ですね。

○ 井上会長：

その他、いろいろな動きが出て来ておりますけども、私どもは道民の皆さん方からの提案を淡々とやっていくということで今日のところは勘弁していただきたいというふうに思います。時代の流れが我われが提案しているのよりはどんどん審議している間に決まっていく、権限委譲されていく部分もこれから多々出てくるんだろうと思いますが、私どもは今申し上げたように淡々と道民の皆さん方に支えられるというかたちでこれからもそういった期待に答えていくということで邁進していきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。こういうようなかたちでその他なければこれで終了ということにしたいと思いますが、事務局はこれでよろしいでしょうか。では、今日は1時間半で閉会にさせていただきますと思います。ご多忙中のところ、ご参集いただきましてありがとうございました。

ごくろうさまでした。

(会議終了)